

## V 参考資料

### 1 実務経験期間算定の具体事例

	資格、業務及び従事期間(5年以上かつ、900日以上)	受験資格
例1	薬剤師登録 ● _____ 5年 薬剤師法に基づく薬剤師業務 製薬会社での研究部門業務のみ → 試験 → 試験	○ ×
例2	保健師登録 ● _____ 5年 保健指導 専ら事務 → 試験 → 試験	○ ×
例3	指定介護老人福祉施設で生活相談員 _____ 生活相談員(3年) 退職 薬剤師の資格取得 通算5年 ● _____ 薬剤師の業務(2年) → 試験	○
例4	指定介護老人福祉施設で介護業務 _____ (無資格3年) 退職 介護福祉士登録 通算5年 ● _____ 介護福祉士の業務(2年) → 試験	×
例5	看護師登録 ● _____ 5年 看護業務(3年) 介護老人福祉施設での生活相談員(2年) → 試験	○
例6	介護老人福祉施設で生活相談員 _____ (無資格3年) 社会福祉士登録 通算5年 ● _____ 社会福祉士の業務(2年) → 試験	○
例7	介護老人保健施設で介護業務 _____ (無資格2年) 介護福祉士登録 通算5年 ● _____ 介護福祉士の業務(3年) → 試験	×
例8	精神保健福祉士登録 ● _____ 通算5年 病院での介護業務(5年) → 試験	×

## 2 受験資格等に関するQ&A

### Q 1：法定資格に係る業務①

法定資格を取得する以前から勤務していましたが、その期間は法定資格に基づく業務に含まれますか。

A 1：法定資格に基づく実務経験により受験される方は、当該資格に基づき従事した期間のみ実務経験として計上可能です。

例えば、平成25年3月23日に准看護師試験に合格し、同年4月1日から准看護師として病院等に雇用された方が、同年5月1日付けで免許の登録を受けた場合、実務経験は平成25年5月1日から（免許登録日以降）計上できるということになります。

### Q 2：法定資格に係る業務②

介護福祉士の資格を持っていますが、この場合、資格を証明する書類としては、当該試験の合格証の写しを添付すればよいのでしょうか。

A 2：介護福祉士，社会福祉士，精神保健福祉士については、「登録」をもって当該資格の名称を使用できます。よって、「合格証」ではなく「登録証」の写しを添付する必要があります。

### Q 3：法定資格に係る業務③

看護師の資格を取得して4年になります。准看護師から引き続いて病院に勤務しているため、その期間を通算すると、5年以上（かつ900日以上）になり、受験資格を満たしていると思いますが、この場合、資格を証明する書類としては、看護師の免許証（写し）のみを添付すればよいのでしょうか。

A 3：この場合は、看護師免許証だけでは5年に満たないので、**准看護師免許証の写し**もあわせて添付する必要があります。

### Q 4：要援護者に対する直接的な援助④

看護師として3年間勤務した後、看護学校の教員として2年以上勤務していますが、受験資格はありますか。

A 4：教員や薬剤の研究業務（製薬会社での研究業務など）は、要援護者に対する直接的な援助業務ではないため、その期間は実務経験として認められません。

### Q 5：実務経験期間の算定①

業務従事日数は、8時間勤務でないと1日として計上されないのですか。

A 5：実務経験期間の日数については、終日勤務していなくても計上できます。

例えば、パート勤務を1日2時間、月10日勤めた場合、10日として計上できます。

**Q 6：実務経験期間の算定②**

試験日3日前に5年間の業務従事期間が満たされる予定ですが、受験することができますか。

A 6：受験資格を得るために必要な実務経験期間は、試験日前日（10月7日（土））までの期間を計上できます。この場合、受験申込時点では5年間の条件を満たしていないため、「実務経験見込証明書」（P19）を一旦提出し、要件を満たした時点で改めて「実務経験証明書」（P18）を速やかに提出してください。【提出期限：10月13日（金）17：00まで必着】

**Q 7：同一期間内に複数の勤務先がある場合**

介護福祉士として2ヶ所の事業所で勤務していました。この場合、業務期間及び従事日数を通算できますか。

A 7：同一期間内に複数の勤務先がある場合、重複している業務期間は通算できませんが、従事日数は通算することができますので、各事業所の実務経験証明書（P18）と「重複期間中の従事日数内訳証明書」（P25）を提出してください。

ただし、1日2ヶ所勤務しているような場合は、1日として計上します。

**Q 8：事業所が廃業している場合**

勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書を発行してもらえない場合はどうすればいいですか。

A 8：事業所が廃業していても、法人が継続していれば、法人に実務経験証明書を発行してもらいます。

法人が継続していない場合でも、当時の責任者や勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明してもらえる場合は、以下の書類を提出してもらえれば、実務経験として算入可能です。

**ただし、①～③の書類が確認できない場合は、受験が認められない場合もあります。**

**①勤務当時の責任者が発行した実務経験証明書**

**②事業所の存在及び証明者を確認できる書類**

例：開業届、廃業届、辞令、雇用保険や社会保険の加入実績が確認できる書類

**③受験申込者が、在職していた事を客観的に確認できる書類**

例：給与明細書、源泉徴収票、雇用保険や社会保険の加入実績が確認できる書類

**Q 9：派遣の期間**

派遣で勤務していたのですが、派遣元の会社と派遣先の事業所のどちらから実務経験証明書を発行してもらえばいいのでしょうか。

A 9：派遣元の会社から実務経験証明書を発行してもらいます。なお、派遣の場合、以下①・②の書類を提出してください。

①実務経験証明書（派遣元からの証明）

②業務委託契約書等派遣元、派遣先、派遣の期間、申込者の氏名が確認できる書類の写し

**Q10：登録証を紛失してしまった場合**

介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込までに間に合いません。どうしたらいいですか。

A10：社会福祉振興・試験センターに再発行の手続きを行ったことがわかる申請書類の写しを提出してください。この場合、見込の状態での申込みとなりますので、登録証が届きましたら、その写しを速やかに提出してください。【提出期限：10月13日（金）17：00まで必着】

**Q11：鍼灸院を個人で開業している場合の実務経験証明書について**

鍼灸院を個人で開業していますが、実務経験証明書は、どのようにすればよいですか。

A11：個人開業のように証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明者と併せて、保健所等が発行する開業許可書、開設届等（開設地、開設年月日の分かる書類）の写しを添付してください。なお、介護保険の指定事業所開業において、証明者と被証明者（受験者）が同一の場合は、都道府県知事・市町村長が発行した指定通知書の写しを添付してください。

**Q12：育児休業・介護休業・病気休業期間について**

受験の対象業務に5年間勤務してきましたが、その間に1年間育児休業を取得しました。この期間の取扱いはどうなりますか。

A12：育児休業、病気休業、介護休業中の期間については、従事期間の算入対象とはなりません。ただし、産前産後休暇は就業期間の算入対象となります。

**Q13：事業開始日以前の準備期間の勤務について**

新設の特別養護老人ホームで雇用され、介護福祉士として勤務して5年になります。事業開始日以前から準備期間として勤務しています。この準備期間の取扱いはどうなりますか。

A13：事業開始日以前の準備期間については、従事期間の算入対象とはなりません。

**Q14：介護保険の認定調査員**

市役所の介護保険課で介護保険の認定調査員をしています。受験資格に該当しますか。

A14：認定調査員は、要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、受験資格に該当しません。

**Q15：実務経験について**

申し込む際に、これまでの実務経験を全て証明する必要がありますか。

A 15：受験資格（通算して5年以上かつ、900日以上）を満たす範囲で実務経験証明書を提出すれば、全ての実務経験証明書を提出する必要はありません。提出にあたっては以下の点に注意してください。

- ①法定資格に基づく業務の場合、法定資格登録日以前の業務は、期間に算入できません。
- ②事業開始日以前の準備期間の業務は、期間に算入できません。

**Q16：資格取得後、婚姻等により姓が変わった場合**

結婚後、姓が変わりましたが、資格登録書は旧姓のままでした。この場合、どうすればよいですか。

A 16：受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、本人確認のため、氏名の変更が確認できる戸籍抄本（提出日より3ヵ月以内の原本）を提出してください。